

ペットフードの安全確保について

平成19年11月30日

ペットフードの安全確保に関する研究会

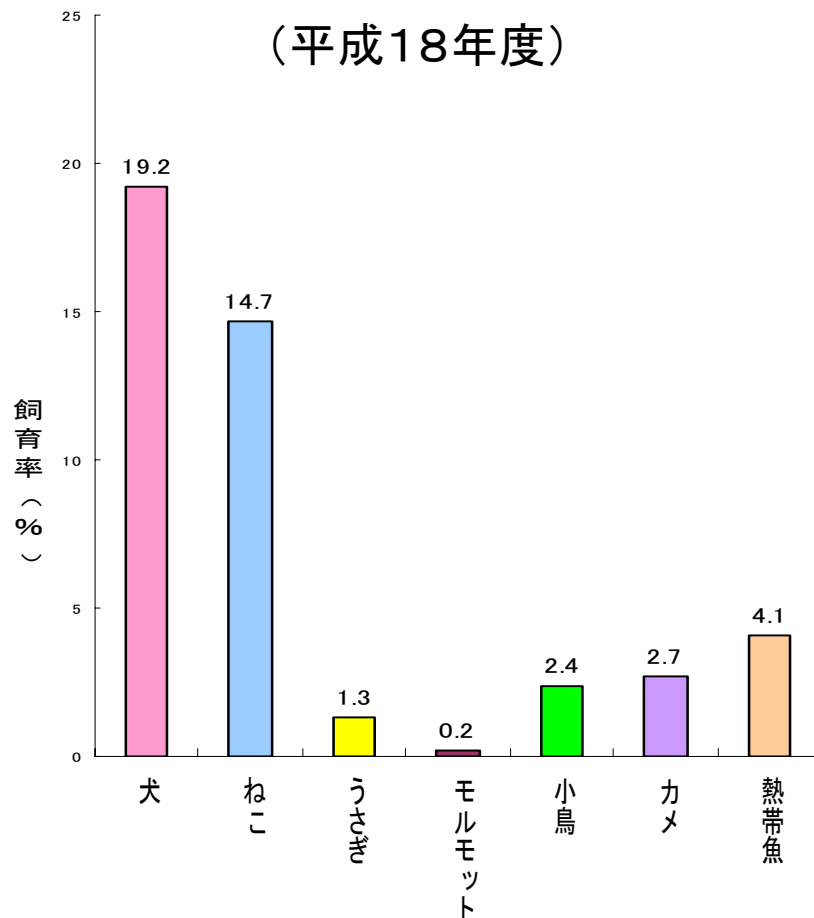
ペット飼育の動向 ①

- ペットに占める犬、猫の割合が大きい。
- 犬、猫の飼育頭数は概ね増加の傾向

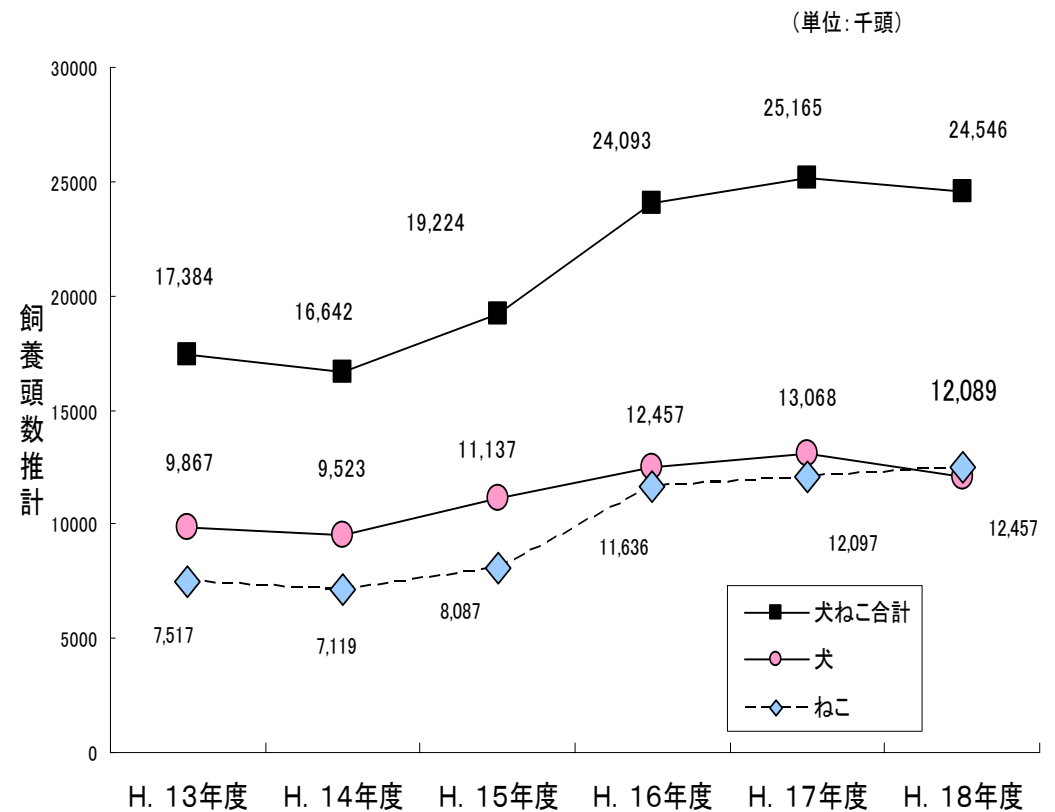
中間取りまとめⅡ. 1. (1)

世帯におけるペットの飼育率

(平成18年度)



犬及び猫の飼育頭数の推移(推計)



出典:ペットフード工業会・全国飼育率調査

ペット飼育の動向 ②

- ペットはライフスタイルの変化の中で、家族の一員である伴侶動物として扱われる傾向
- 飼育者はペットフードに大きく依存

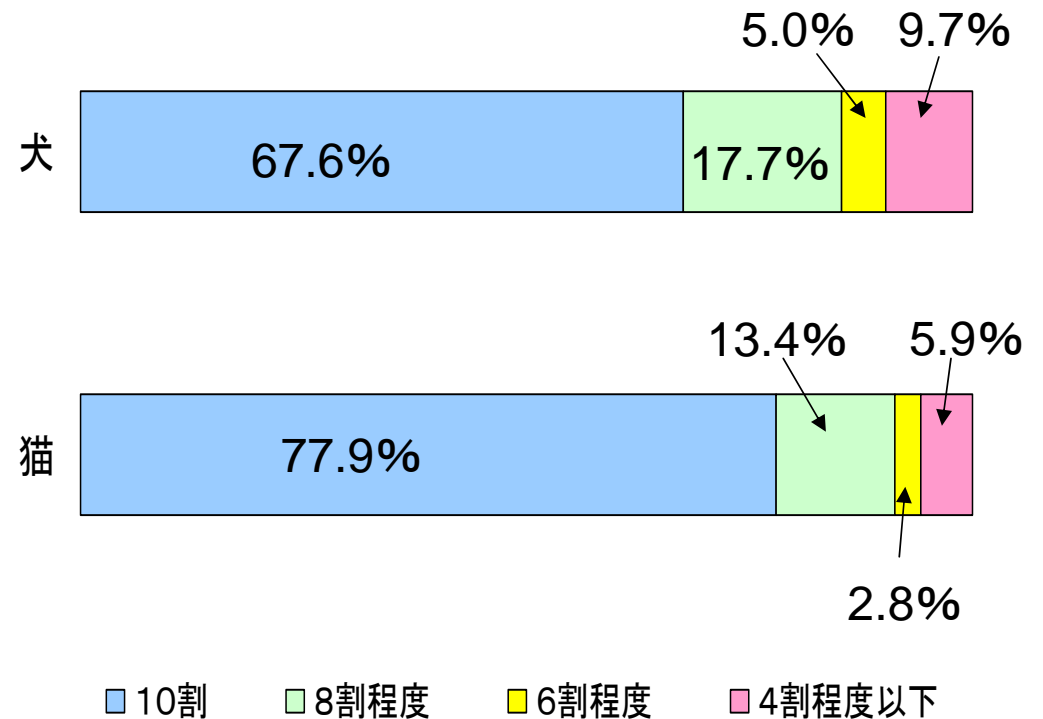
中間取りまとめⅡ. 1. (1)

ペットの受け入れが可能な マンション供給数の推移

	平成10年(a)	平成18年(b)
総戸数	66,308	74,463
ペット受 入可能 戸数	709	55,511
B/ A×100	1.1	74.5

出典：(株)不動産経済研究所調べ
(東京都、神奈川県、千葉県及
び埼玉県でのデータ)

犬及び猫へのペットフードの給与率



出典：農林水産省、環境省

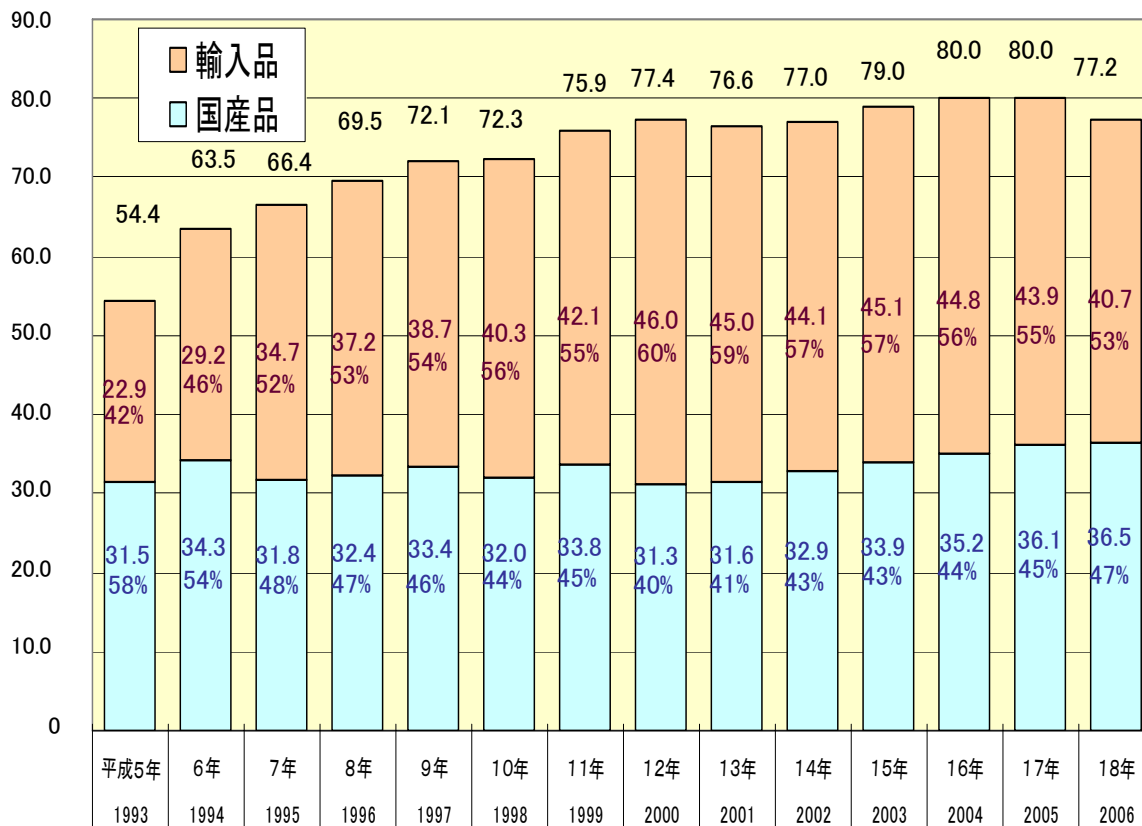
ペットフードの安全に対する国民意識調査

ペットフードの製造・輸入・流通実態

- ペットの飼育拡大に伴い、ペットフードの市場規模は年々拡大
 (出荷数量 : 平成5年 54.4万トン → 平成18年 77.2万トン
 出荷総額 : 平成5年 1,762億円 → 平成18年 2,428億円)
- ペットフード出荷数量の53%が輸入品(平成18年)
- 犬用及び猫用の合計で全体の94%を占める。

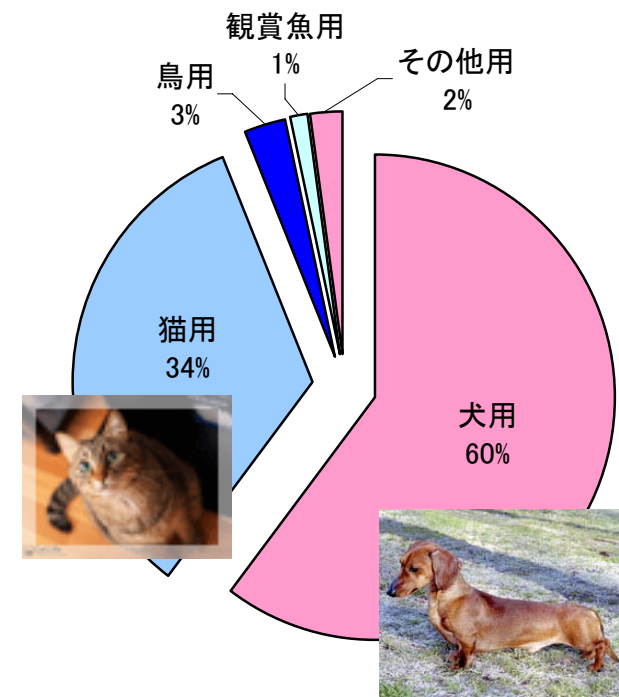
中間取りまとめⅡ. 1. (2)

ペットフード出荷数量の推移 (単位:万トン、年度ベース)



ペットの種類別シェア

(出荷量ベース、平成18年度)



出典: ペットフード工業会・ペットフード産業実態調査

ペットフードの並行輸入について

- 輸入代理店や日本法人以外の者が、別個の輸入ルートを開拓して輸入するいわゆる並行輸入は、ペットフードの輸入量全体の約2割に達していると思込まれる。

中間取りまとめⅡ. 1. (2)

ペットフード輸入量(平成18年度)

統計の種類		輸入量(千トン)
ペットフード産業実態調査 (ペットフード工業会)		A 407
貿易統計	ペットフードに該当する品目	B 478
	ペットフードに該当する品目 + ペットフードを含んでいる可能性がある品目	C 512

並行輸入品の割合の推計

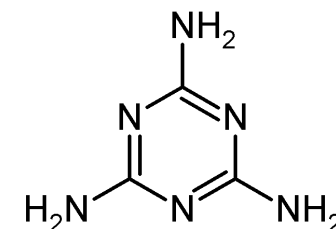
$$(B - A) \div B = 15\%$$

$$(C - A) \div C = 21\%$$

米国におけるメラミン等混入によるリコール

- 本年3月、米国においてメラミン及びその関連物質であるシアヌル酸等が混入した中国産小麦グルテンを用いたペットフードによって、犬や猫に健康被害が生じ、ペットフード各社が製品の回収を開始。
- 問題の小麦グルテンを製造した中国の企業が特定されたが、さらに、コメ濃縮たん白についても、メラミンの混入が明らかになった。
- FDA(米国食品医薬品局)は、中国産植物性たん白質に輸入時検査を課し、その安全が確認されない場合はその輸入を禁止。
- なお、メラミンは、有機化合物の一種であり、通常は飼料原料として用いられることはないが、今回は中国の企業が小麦グルテン中のたん白質を多く見せかけるために、メラミンを少量混ぜたものである。

注)メラミンとは、日用品に利用されることが多いメラミン樹脂の主原料となる有機化合物であり、N(窒素)を多く含む。



我が国における対応

- 米国におけるペットフードへのメラミン混入の情報を入手したため、本年4月より、農水省から飼料及びペットフード関係団体に対して、注意喚起を促すために情報提供を開始。
- 正規代理店は、米国の輸入元からの情報提供があったため、ホームページを通じた告知を行うとともに、回収作業を速やかに開始。
- 5月には、事件拡大の様相が見られたため、ペットフードの安全確保に関する直接的な法規制のない状況の下、農水省からペットフード、飼料及び畜産関係団体に対して、中国産植物性たん白に関する事前の検査及び混入が確認された場合の使用自粛等を促す通知を発出。
- さらに6月には、並行輸入されたドッグフードの中にリコール対象品が含まれていたことが明らかになったため、農水省からペットフードの製造輸入、流通関係者に対して、製品の輸入・販売に当たっては、リコール対象品となっていないことの確認を促す通知を発出。(消費者団体にも同様に情報提供)
- なお、これまでのところ、リコール対象品に起因する国内でのペットの健康被害に関する報告はない。

ペットフードのリコール等事例について

中間取りまとめⅡ. 1. (3)

公表年月日	被害状況	事例発生国	製造国
07/9/26	チキンジャーキーの摂取により犬が被害	米国	不明
07/9/18	ペットフードからサルモネラ菌及びリステリア菌の検出によるリコール	米国	米国
07/8/22	ペットフードからサルモネラ菌の検出によるリコール	米国	米国
07/7/21	ペットフードからボツリヌス毒素の検出によるリコール	米国	米国
07/6/12	ペットフードからメラミンの検出によるリコール	日本	米国 (原料: 中国)
07/4/5	ヒスタミンのペットフード汚染によるリコール	日本	タイ
07/3/16	メラミンが含まれた原料を用いたペットフードにより犬及び猫が被害	米国	米国・ カナダ (原料: 中国)
06/6/30	ペットフード中のサルモネラ菌により犬が被害	カナダ	カナダ
06/2/16	ペットフード中のアフラトキシン(かび毒)により犬が被害	イスラエル	米国
05/12/30	ペットフード中のアフラトキシン(かび毒)により犬が被害	米国	米国
04/3/12	アフラトキシン(かび毒)に汚染されたおそれのあるペットフードのリコール	日本	タイ

出典：独立行政法人国民生活センター、FDA(米国食品医薬品局)、AVMA(米国獣医師会)、ProMed(感染症速報)※による。

※アメリカの科学者の組織Federation of American Scientists による新興感染症モニタリングのプロジェクトのこと。感染症の発生・研究・制御などに関する報告や議論を行っている。

動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護法）の概要

中間取りまとめⅡ. 1. (4)

目 的

- 【愛護】動物愛護の気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操を涵養
- 【管理】動物による人の生命、身体及び財産への侵害防止

基本原則

- 「動物は命あるもの」であることを認識し、人間と動物が共に生きていける社会を目指す
- 動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱う

動物の飼い主の責任

動物の種類や習性等に応じた健康安全の確保、人への危害や迷惑防止等のための適正飼養の責務、みだりな繁殖の防止、感染症の防止、動物の所有者の明示、動物販売業者の説明責任等

動物の飼養及び保管等に関するガイドライン

家庭動物、展示動物、畜産動物、実験動物の飼養保管等基準の策定

動物取扱業者の規制

業者の都道府県等への登録、遵守すべき基準の制定、動物取扱責任者の選任、改善勧告・命令、登録の拒否・登録の取消しや業務の停止命令等

周辺生活環境の保全

多数の動物を飼養し、周辺的生活環境を損なっている者への改善勧告、命令

特定動物（危険な動物）の飼養規制

法律に基づく都道府県知事等の許可、マイクロチップ等による個体識別措置

犬及びねこの引取り等

犬ねこの都道府県等による引取り、負傷動物等の収容

国や地方公共団体の取組

学校・地域・家庭等における教育活動や広報活動を通じた普及啓発、動物愛護週間の実施、動物愛護管理基本指針（環境大臣）や動物愛護管理推進計画（都道府県知事）の策定、動物愛護推進員の委嘱、協議会の組織等

罰則

愛護動物（犬・ねこ・牛等の家畜家禽、占有下にある哺乳類・鳥類・爬虫類）の殺傷、遺棄等の罰則、命令違反に対する罰則

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(飼料安全法)の概要

中間取りまとめⅡ. 1. (4)

●目的

飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及び検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与

●定義

- 家畜等 : 牛、めん羊、山羊、鹿、豚、鶏、みつばち、養殖水産動物等31種類
- 飼料 : 家畜等の栄養に供することを目的として使用される物

●安全性の確保

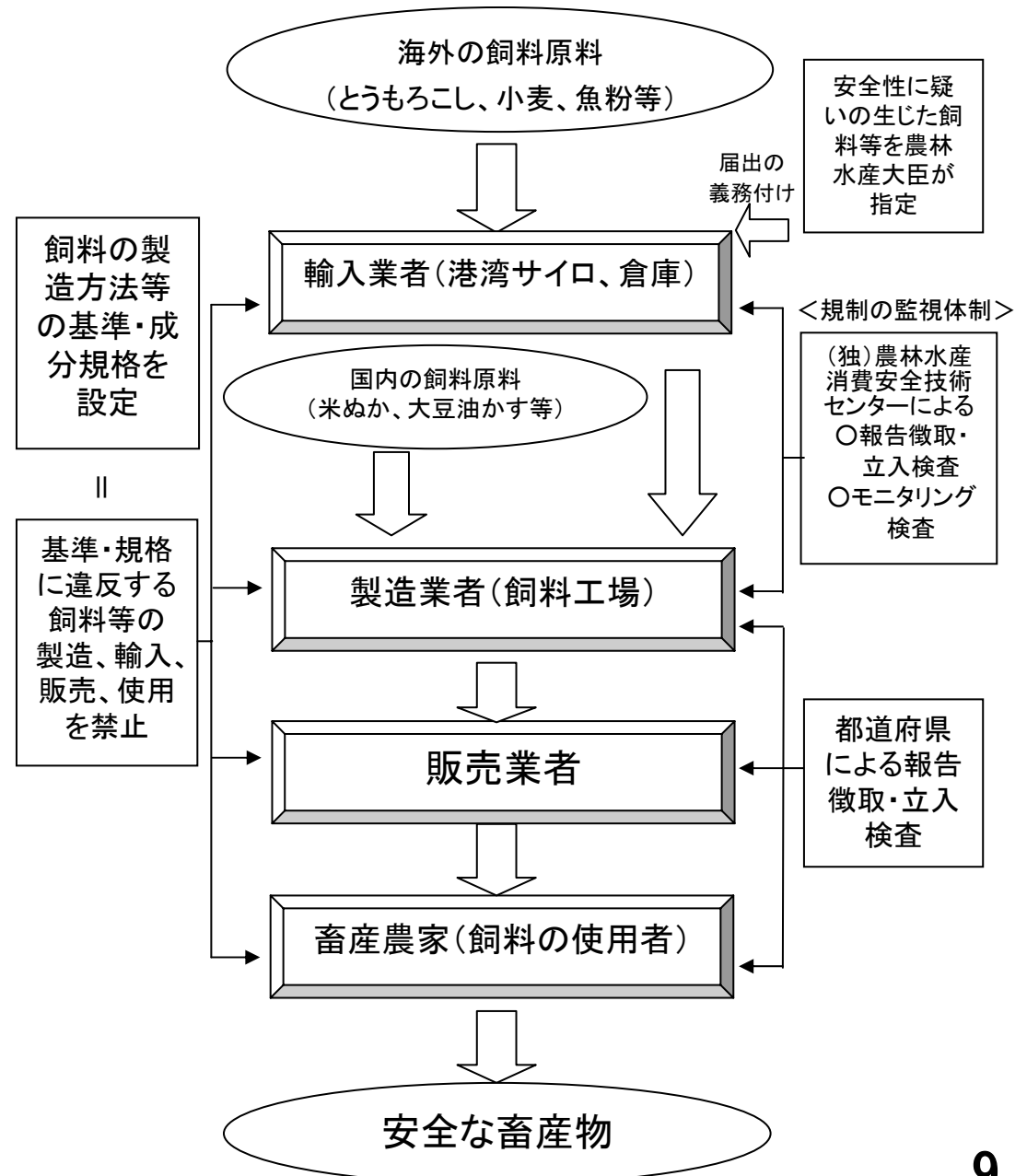
国が規格及び基準を設定し、これに合致しない飼料等の製造・輸入等の禁止、有害物質を含む飼料等の製造・輸入等の禁止及び廃棄命令

●品質改善

公定規格及び表示基準の設定、表示の指示、検定機関の登録

●その他

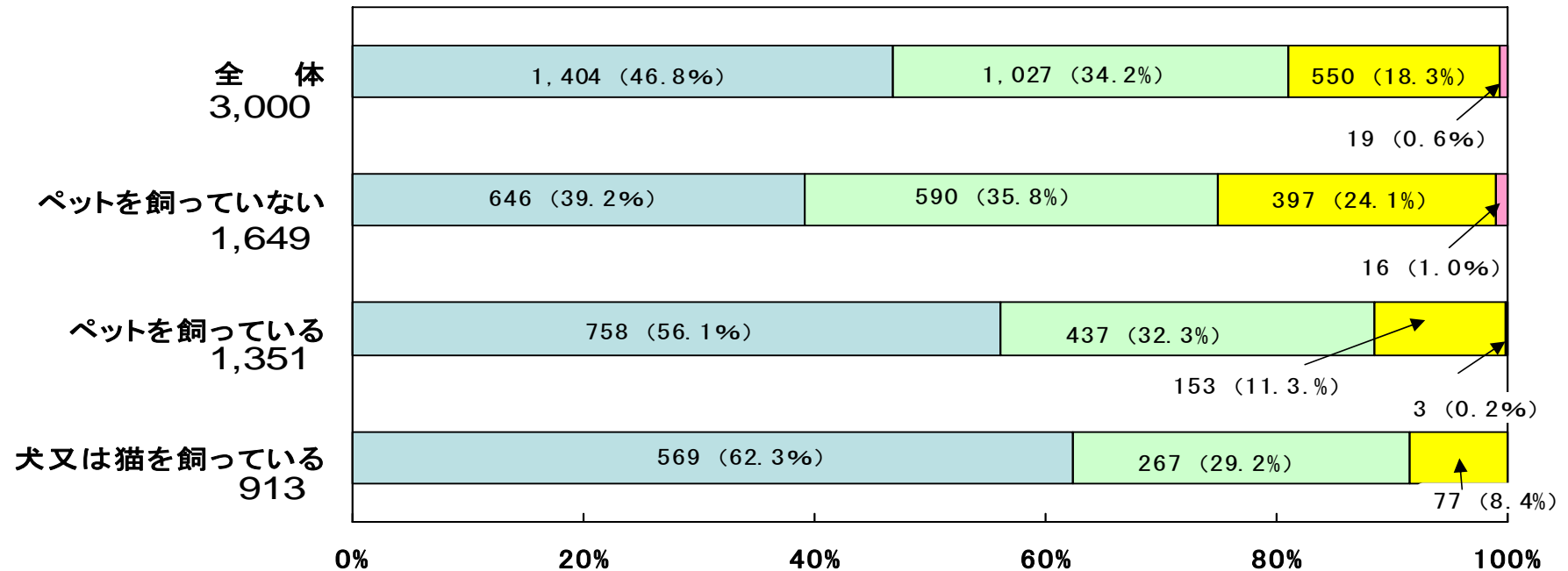
製造・輸入・販売業者の届出、報告の聴取、立入検査等



ペットフードの安全に対する国民の意識

- インターネットを利用した調査の結果、調査対象世帯の8割以上で、ペットフードについて食品並み又は一般の商品以上の安全確保を進めるべき等の回答が得られ、ペットフードの安全確保に対する強い関心が示された。 中間取りまとめⅡ. 1. (5)

ペットフードに関する安全の確保について今後どのように進めていくべきか。



- 食品に対する安全と同様に安全の確保を進めるべき
- 食品ほどではないが、一般の商品以上の安全の確保を進めるべき
- 一般の商品程度の安全の確保を進めるべき
- 安全の確保に配慮する必要はない

出典: ペットフードの安全に対する国民意識調査

諸外国でのペットフードの安全確保の状況(概要)

● ペットフードの安全確保は、国により法規制の対象

中間取りまとめⅡ. 1. (6)

	米 国	E U	カナダ	オーストラリア	日 本
法規制 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ● 連邦政府と州政府の2段階による法規制。 ● 連邦政府は、「連邦食品・医薬品・化粧品法」に基づき、安全確保の観点から、ペットフードを含む飼料全般について規制。 ● 州政府は米国飼料検査官協会が作成したモデル法令を基に、州法により市販されるペットフードの適正な流通を確保するために規制。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人の生命・健康の保護、消費者の利益の保護を目的とし、動物の健康と福祉を考慮して、ペットフードを含む飼料全般についてEU共通の規則(Regulation)及び指令(Directive)等に基づき法規制。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ペットフードの安全確保について、法規制はない。 ● ペットフードを含む容器入り製品全般について、「消費者容器・表示法」に基づき、正味量、一般名、製造業者名等を英語とフランス語の両方で表示することを義務化。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ペットフードの安全確保について、連邦政府による法規制はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ペットフードの安全確保について、法規制はない。 ● ペットフード公正取引協議会が、「不当景品類及び不当表示防止法」に基づき公正競争規約を定め、適正表示を推進。
法規制 以外の 主な枠 組み		<ul style="list-style-type: none"> ● FEDIAF(欧州ペットフード工業会連合)が「安全なペットフードの製造に関する実施基準」等を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政の主導で、「ペットフードの表示と広告に関するガイドライン」を作成。 ● PFAC(カナダペットフード協会)がペットフードの原料、栄養、表示等の自主基準を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政の主導で、「ペットミートの衛生的な生産のための基準」を作成。 ● FIAA(オーストラリアペットフード工業会)がペットフードの原料、栄養、表示等の自主基準を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ペットフード工業会が「安全なペットフードの製造に関する実施基準」を策定。

※ 注:動物検疫上の規制や、動物用医薬品としての規制を除いて整理

民間団体による安全確保の取組

- 事業者自らの取組とともに、以下の各種民間団体が安全確保のための取組を実施

中間取りまとめⅡ. 2.

- ペットフード工業会

設 立:昭和44年

会 員 数:64社(正会員41社、賛助会員23社)

取 組:「安全なペットフードの製造に関する実施基準」の設定、会員に対する各種情報の提供等を通じ、ペットフードの安全確保に寄与

- ペットフード公正取引協議会

設 立:昭和49年

会 員 数:46社

取 組:「ペットフードの表示に関する公正競争規約」の円滑かつ適正な運営を通じ、公正な競争の確保と消費者保護に寄与

- 日本ペット栄養学会

設 立:平成10年

会 員 数:正会員756名、学生会員139名、賛助会員31社

取 組:ペット栄養管理士の養成、学術大会の開催、研究者への研究助成、学会誌の発行等によりペットフードの安全に関し情報収集提供及び普及啓発